平成２２年（フ）第５６２号
埼玉県北葛飾郡松伏町大字築比地157番地１
大正大学埼玉校舎紫雲寮
債務者　丹野　淳一
１　決定年月日時　平成22年11月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第６６５号
埼玉県草加市松原１丁目２番４―908号
債務者　吉川美世子
１　決定年月日時　平成22年11月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第８４２号
埼玉県狭山市狭山台２丁目16番地の31
債務者　梅村　浩之
１　決定年月日時　平成22年11月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第８８１号
埼玉県川越市大字砂752番地４サンフラワーＡ棟101号室
債務者　杉浦　誠一
１　決定年月日時　平成22年11月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第８９４号
埼玉県所沢市中富南３丁目15番地の15　サザーランド103
債務者　玉城由美子
１　決定年月日時　平成22年11月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第５６９号
新潟県燕市富永1048番地
債務者　海藤　正年
１　決定年月日時　平成22年11月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５７７号
新潟市西区小新南２丁目11番17号　グランドコンフォートⅠ203号
債務者　甲斐田正美
１　決定年月日時　平成22年11月29日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４７１号
静岡県裾野市深良1355番地の６　フォーレストメグⅠ―202
債務者　有村　礼奈
１　決定年月日時　平成22年11月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第４７９号
静岡県伊豆の国市南條456番地　セントラルコーポ103号
債務者　茂木ベルナデッテこと　ＭＯＴＥＧＩ　ＢＥＲＮＡＤＥＴＴＥ　ＭＩＬＬＡＮ
１　決定年月日時　平成22年11月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第４８４号
静岡県三島市梅名281番地の５
債務者　松井　智子
１　決定年月日時　平成22年11月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第４８５号
静岡県三島市長伏666番地の２　コーポ杉山Ⅱ201
債務者　杉山　久夫
１　決定年月日時　平成22年11月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第４９５号
静岡県三島市徳倉1016番地の３　県営北上団地Ａ―303
債務者　帆足由記子
１　決定年月日時　平成22年11月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第４９８号
静岡県沼津市大岡3742番地の１　サンハイツ小林305号
債務者　立石　秀子
１　決定年月日時　平成22年11月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第５０１号
静岡県駿東郡長泉町上土狩477番地の２　サンモールプラザＢ―102
債務者　藤野健次郎
１　決定年月日時　平成22年11月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第２０７８号
愛知県海部郡蟹江町大字蟹江新田字才勝８番地
債務者　更家　啓二
１　決定年月日時　平成22年11月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２９５９号
名古屋市中区新栄１丁目29番８号　ハートヒルズ栄３Ｃ号
債務者　松澤　晴子（旧姓後藤）
１　決定年月日時　平成22年11月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３３０９号
名古屋市港区七番町４丁目８番地　七番荘303号
債務者　松井　溥芳
１　決定年月日時　平成22年11月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年１月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部